

新	旧	備考
貿易代金貸付（<u>貸付金債権等</u>）保険外貨建対応方式特約書 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00017 <u>沿革</u> 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正	貿易代金貸付保険（<u>外貨建対応方式</u>）特約書 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00017 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正	
（この特約書の対象） 第 1 条 この特約書は、貿易代金貸付（<u>貸付金債権等</u>）保険約款（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	（この特約書の対象） 第 1 条 この特約書は、貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	
（保険価額） 第 2 条 約款第 33 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、保険価額は、<u>約款第 2 条第 3 号に規定する貿易代金貸付金債権等に係る契約</u>に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第 6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された<u>貸付金等の額</u>（二以上の時期に分割して<u>貸付金等の償還</u>を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該<u>貸付金等の額</u>）を<u>貿易代金貸付金債権等に係る契約の締結の日</u>における邦貨換算率（1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 <u>貸付金等の額</u>がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては 2 二 <u>貸付金等の額</u>が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては 3	（保険価額） 第 2 条 約款第 33 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、保険価額は、<u>輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）</u>に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第 6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された<u>貸付金の額</u>（二以上の時期に分割して貸付金の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該<u>貸付金の額</u>）を<u>貸付契約の締結日</u>における邦貨換算率（1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 <u>貸付金の額</u>がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては 2 二 <u>貸付金の額</u>が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては 3	
（保険金額） 第 3 条 （略）	（保険金額） 第 3 条 （略）	
（てん補責任額） 第 4 条 約款第 33 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、てん補責任	（てん補責任額） 第 4 条 約款第 33 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、てん補責任	

新	旧	備考
額は、上限邦貨換算率又は <u>貿易代金貸付金債権等に係る契約</u> に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	額は、上限邦貨換算率又は <u>貸付契約</u> に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	
（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。 一 <u>貸付金等</u> の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては、第2条第1号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額 二 <u>貸付金等</u> の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては、第2条第2号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額	（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。 一 <u>貸付金</u> の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては、第2条第1号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額 二 <u>貸付金</u> の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては、第2条第2号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額	
（この特約書に定めのない事項） 第6条 （略）	（この特約書に定めのない事項） 第6条 （略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	附 則 （略）	